

## 別紙5 プロジェクトに関する報告の手引き

承認後、以下の事項については、プロジェクト支援担当省庁（担当省庁が複数ある場合にはそのいずれか）に対し、関係書類を添えて報告をしてください。

### I. 申請書記入事項に重大な変更があった場合

- ・申請書記入事項について重大な変更（プロジェクト参加者の名称の変更、プロジェクト参加者の構成の変更、プロジェクトの名称の変更を伴うような内容の大幅変更、プロジェクトの実施国の変更等）があった場合には、変更部分を報告してください。
- ・申請書記入事項の重大な変更の理由が、PDDの内容の変更に伴うものである場合には、当該変更されたPDDも報告の際に添付してください。
- ・上記変更によっては、一部修正する旨の承認申請をすることや、先の承認を無効とした上で再度の承認申請をすることが必要となる場合があります。

### II. プロジェクトを中止した場合

- ・本承認後に、申請者がプロジェクトを中止した場合には、その旨報告してください。

### III. ホスト国による承認書

- ・ホスト国により承認を受けた場合は、承認書（写）を提出してください。
- ・ただし、本承認申請にホスト国の承認書（写）を添付している場合は、提出する必要はありません。

### IV. 第三者機関によるプロジェクト審査報告書

- ・J Iであって、認定独立組織によるプロジェクトの決定に関する審査がある場合には、審査に関する報告書を提出してください。
- ・CDMの場合は、指定運営組織によるプロジェクトの有効化審査に関する報告書を提出してください。

### V. プロジェクトがJ I又はCDMとして認められた場合

- ・J I監督委員会により、本プロジェクトがJ Iとして決定された場合には、その旨報告してください。ただし、J I監督委員会による決定が必要ない場合には、ホスト国による承認のみでJ Iとして認められますので、IIIの承認書（写）を提出してください。
- ・CDM理事会により、本プロジェクトがCDMとして登録された場合には、その旨報告してください。